

前書之趣ニ付、諸國諸武家落人百名以上之面々、虛無僧と一錢職分に相成、忍渡世にて、先君へ召通し可相待者也、以上、

慶長八年、大御所様於御前、本多上野介正純を以、東都酒井讚岐守殿へ仰渡置、此段道中奉行松浦越前守殿へ被仰達置候事、仍而如件、

右髮結職と相成髮盟持參して渡世之事は、萬治元年八月十六日よりはじまりしといふ、

〔我衣〕髮結ノ始ハ、寛永ノ比カ、里見家ノ浪人在々ヘ陣幕ヲ持アルキ、傍ノ木或ハ竹ナドヘ結付、百姓ノ髮ヲ結テ渡世ス、是ハ何國ニテモ構ハズ、只人通リアル所ヲ見カケテスルコトナリ、髮結床ノ長暖簾是ニ本ヅク、其後江戸ノ始、赤羽根ノ床最初ナリ、是モ幕ヲハリテ結ヒタリ、其比是ヲ一文ゾリト云、今モ上總房州ヨリ結髮多ク出ルハ、里見家ノ浪人ナレバナリ、老年ニ及ブト、國ヘ引籠田地ヲ求メ、其子又如斯、是ハ上總房州今ニカハラズトイヘリ、

〔享保集成絲綸錄三十六〕萬治二亥年正月〇申

一髮結壹ヶ年に師匠は金子二兩、弟子ニハ金子壹兩ヅ、被召上候間、人數相改、書付ケ上ダ可申事、

一振賣御札被下候已後、札なしニ振賣商仕候者於在之者、御改之上、當人ハ曲事ニ被仰付、其上家主自過錢として拾貰文宛被召上候間、此旨急度相守可申事、并髮ゆひ札なし、右同前之事、

正月

〔嬉遊笑覽十賈〕古著買、煎茶賣、髮結、右は五十歳以下十五歳以上之者、札金出申候、髮結も同時に改め有、かみゆひ壹ヶ年に師匠は金貳兩、弟子は壹兩づ、札錢被召上、是今いふ萬治札なり、後世役りになるべし、これのみ
今に札を以株とす、

〔諸問屋再興調十五〕享保二十卯年二月